

おおい町 J R 小浜線シニア利用助成金交付要綱

令和 8 年 3 月 1 8 日
告 示 第 6 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、J R 小浜線に乗車する満 6 5 歳以上の町民に対し、運賃の一部を助成することで、J R 小浜線の利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この助成金の対象となる者は、おおい町内に住所を有する 6 5 歳以上の者とする。

(対象経費)

第 3 条 この助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、J R 小浜線の区間（敦賀駅から東舞鶴駅まで）に係る運賃（J R 若狭本郷駅又は J R 小浜駅と目的地駅間の往復運賃又は片道運賃とし、団体割引乗車券の適用がある場合はその額。以下同じ。）とする。

2 J R 小浜線の区間に係るものであっても回数乗車券及び定期乗車券はこの補助金の対象としない。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、対象経費に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前条の対象経費について、この助成以外の助成又は補助を受けている場合は、この助成金を受けることができない。

(助成金の申請及び請求)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おおい町 J R 小浜線シニア利用助成金申請書兼請求書（様式第 1 号）に領収書又は領収書の写し及び本人確認が出来る書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請及び請求は、乗車券を購入した日から 6 月以内又は購入した日が属する年度の 3 月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

3 町税に滞納がある者は、この助成金を申請及び請求することができない。

(助成金の支払)

第 6 条 町長は、前条の申請書兼請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、おおい町 J R 小浜線シニア利用助成金交付・不交付決定通知書（様式第 2 号）をもって当該申請者に交付を決定した旨を通知し、申請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第 7 条 町長は、申請に虚偽又は不正があったときは、申請者に対する助成金の交付を取り消し、その全部を返還させるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。